

「(仮)滋賀県読書バリアフリー計画」骨子案について

1 計画策定の経緯

- ・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。)が、令和元年6月に成立。
- ・「読書バリアフリー法」(第8条)で、地方自治体の計画策定について規定。(努力義務)
- ・国の基本計画の策定(令和2年7月)をうけ、視覚障害者等の当事者団体や学識経験者などからなる検討懇話会を設置し、令和3年度末の策定を目指して検討中。

2 計画の対象者および内容(骨子案)

- ・8月11日に開催した検討懇話会で議論

対象者

- ・視覚障害、盲ろう障害、発達障害、肢体不自由、知的障害などの障害により、活字によって表現された書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。)を読むことに困難がある者、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい者。
- ・国の基本計画では「対象」としてではなく、「配慮を必要とする者」として記載されている知的障害者、聴覚障害者等を、県計画では「対象」とする。

目指す姿

(仮)視覚障害者等が読書の喜びを享受できる滋賀

基本方針

- 書籍等の充実[そろえる]
- 書籍等の提供[つなげる]
- 書籍等の活用支援[サポートする]

3 計画策定スケジュール

令和3年	5月 20 日	常任委員会(策定概要説明)
	6月 22 日	第1回検討懇話会(現状と課題について(書面開催))
	8月 11 日	第2回検討懇話会(骨子案)
	9月 8 日	常任委員会(骨子案)
	10月	第3回検討懇話会(素案)
	11月	常任委員会(素案)
	12月	常任委員会(原案)
	12月下旬～1月	県民政策コメント
令和4年	3月	常任委員会(県民政策コメントおよび最終案報告) 教育委員会(計画付議) 計画策定・公表